

## 1. はじめに

保育所（園）利用申請をされる方は、この案内書をよくお読みいただきお手続きをお願いします。

また、希望保育所（園）の選択に当たりましては、「保育所（園）の概要」をご覧ください。

## 2. 保育所（園）について

### (1) 入所できる児童

保育所（園）へ入所できる児童は、川越町にお住まいで住民登録があり、その児童の保護者が次の要件のいずれかに該当するため、児童の保育が必要と認められる場合です。

なお、同居の祖父母（65歳未満）が児童を保育できる場合、入所の優先度は低くなります。

また、家庭で保育できない事由やその程度、また、利用定員に余裕がない場合においては、入所（園）できない場合がありますのでご了承ください。

	要 件	
保育の必要な事由	① 就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。） ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む）	⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記の類する状態として町が認める場合

### <子ども・子育て支援新制度における認定について>

子ども・子育て支援法では、3つの認定区分があり、保育所（園）を利用するために、保護者の保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。

認定区分	対象者	利用施設
1号認定 (保育の必要性なし)	幼児が満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	幼児が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望される場合	保育所（園）
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	乳幼児が満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望される場合	保育所（園）

### (2) 入所できない児童

保育を必要とする理由が上記の理由に該当しない場合は、入所（園）することはできません。例えば、「下の子の育児に手がかかるから」「集団生活をさせたいから」といった理由は入所要件とは認められません。

### 3. 新年度の利用申請について

#### (1) 入所申込みについて

申請書の配付 9月1日から各保育所（園）及び子ども家庭課にて配付

#### (2) 申請書の受付

期 間：9月15日～9月30日※土・日・祝日を除く

時 間：午前8時30分～午後5時15分（保育所（園）に提出する場合は午後4時まで）

場 所：第1希望の保育所（園）又は子ども家庭課

※ 受付期間を過ぎてからのお申込みについては、「4. 受付期間後の申込みについて」をご覧ください。

#### <5月以降の入所を希望される方へ>

産休、育児休業明けに伴う年度途中での入所を希望する方につきましては、9月30日までの受付期間中でもお申込みを受け付けます。ただし、入所申込みをできる方は、育児休業法に基づく場合に限りです。

#### (3) 提出書類について

申込時（9月30日まで）に提出する書類

提出書類	注意事項
① 幼稚園・保育所利用申請書兼保育児童台帳	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童1人につき1枚必要です。</li><li>・ 保育所の入所（園）資格があるかどうか判定する大切な書類です。該当するところは両面とも全て正確に記入してください。</li><li>・ 「保育の実施を希望する期間」が終了するか保育所を退所するまでは、ご提出いただいた幼稚園・保育所利用申請書兼保育児童台帳を使用します。</li><li>・ 申請書の内容などに変更が生じた場合には、保育所（園）か子ども家庭課まで申し出てください。また、必要書類が揃わない場合は、必ず提出時にその旨を申し出てください。</li><li>・ 記入に当たっては、消せないボールペンを使用していただきますようお願いいたします。簡単に消せるもの（鉛筆やフリクションボールペン等）は使用しないでください。</li></ul>
② 申告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 父、母の就労などの状況を記入してください。</li></ul>
③ 就労証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 父親・母親・同居の祖父母（60歳未満）は、次のいずれかの証明書を申込書に添付してください。<ul style="list-style-type: none"><li>★ 常勤、パート、内職の場合：就労証明書</li><li>★ 自営業、農業、漁業の場合：就労証明書</li><li>★ 妊娠・出産の場合：母子健康手帳（写）、妊娠証明書又は出産証明書</li><li>★ 疾病、障害、介護、看護の場合：医師の診断書、障害者手帳（写）等</li></ul></li></ul>

#### (4) 面接について

今回利用申請をされた児童と保護者を対象に後日面接を行います。詳細については、あらためて後日文書でお知らせします。

面接時期：10月下旬～11月中旬頃

面接場所：川越町役場又はおひさま児童館

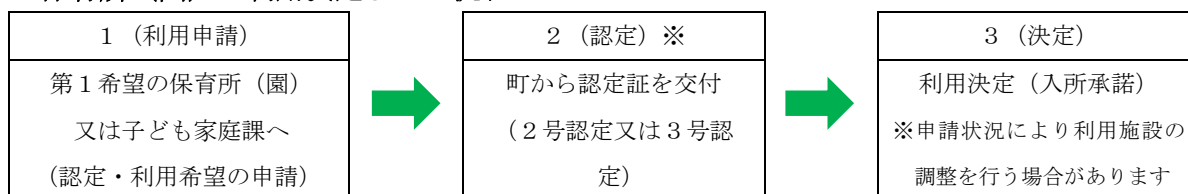
#### (5) 保育所入所（園）の承諾（決定）について

提出された幼稚園・保育所利用申請書兼保育児童台帳に基づき面接・審査を行い、子ども・子育て支援法施行規則に定める保育の必要性の高い子どもから保育所への入所（園）の可否と入所（園）施設を決定します。

面接・審査の結果は、2月下旬頃に発送する入所承諾書（又は入所保留通知書）で通知します。それ以前のお問い合わせについては、回答できませんので、ご了承ください。

入所承諾書送付後、各保育所（園）で実施される入所事前説明会にご参加ください。

#### <保育所（園）の利用決定までの流れ>



※ 保護者（申請者）へお知らせ（法第20条第6項関係「認定に関する処理期間」に関する通知）  
子ども・子育て支援新制度における認定については、次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、認定については入所承諾と同時にお知らせする予定です。

### 4. 受付期間後の申込みについて

#### (1) 4月からの入所を希望される方

申込み期間は、1月末日までとなります。

9月30日までに申込みをされた方の入所調整や通知等の発送後、定員に余裕がある場合に入所調整となりますので、結果は3月下旬ごろとなります。

#### (2) 5月以降の入所を希望される方

定員に余裕がある場合に入所（園）していただくことができますが、年齢ごとの定員に空きがない場合は入所保留となります。

なお、例年低年齢児の途中入所は非常に厳しい状況となっております。ご了承ください。

また、入所日は、原則各月1日となります。

利用を希望する保育所（園）の空き状況をご確認の上、入所希望月の前々月の20日（土・日・祝日を除く）までに子ども家庭課へ利用申請書をご提出ください。

## 5. 入所当初の保育時間（ならし保育）について

新入園児につきましては、初めて集団保育を経験されるため、生活環境の変化から児童が疲労を感じる場合がありますので、少しずつ慣れていただくように、入園の後、一定の期間において保育時間を少しずつ増やしていく、ならし保育を実施しています。

一般的なならし保育期間は、2～3週間です。ならし保育の期間については保育所（園）にお問い合わせください。

## 6. 利用者負担額（保育料）について

子ども・子育て支援法の規定により、保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとなっています。（月額）

保育料は国が定めた利用者負担額（保育料）の基準額を上限に、支給認定区分、世帯の市町村民税額、また、兄弟姉妹の有無等により町が定めた階層区分により決定されます。

なお、利用者負担額（保育料）については、次の点にご留意願います。

- ・ 保育所（園）は公立・私立とも同額です。
- ・ 保育料決定通知書により通知いたします。（4月中旬頃）
- ・ 保育料は毎月末日（12月及び3月は25日）が納期です。
- ・ 0～2歳児の保育料には教材・給食代・おやつ代が含まれています。
- ・ 3歳以上児の保育料は無償ですが、別途主食代（月額300円）、副食代（月額4,200円）が必要となります。
- ・ 保護者会費（年間1,200円）、保育用品代（2,000円～4,000円程度、年齢によって異なります。）が掛かります。

## 7. 保育料の決定に必要な書類

1月1日時点で川越町に住民登録が無かった方は、1月1日現在住民登録があった市町村から現年度分の市町村民税額を確認できる書類として、課税（非課税）証明書の原本（前年度中の所得がわかるもの）又は住民税決定通知書の写しを取り寄せてください。なお、詳細については、保育所入所（園）決定時にお知らせします。

## 8. 保育所利用資格及び受入体制など

施設名	定員	対象年月齢	開所時間
北部保育所	90	0歳児（生後6か月以上）～就学前	午前7時30分～午後6時30分 （ただし、土曜日は 午前7時30分～午後5時30分）
中部保育所	60	1歳児～就学前	
南部保育所	110	0歳児（生後6か月以上）～就学前	
ひばり保育園 （私立）	120	0歳児（生後6か月以上）～就学前	午前7時～午後7時

※ 休所日は、日曜日、祝日、年末年始です。

※ 午前8時30分までと午後4時以降は、保護者の都合により保育の延長を必要とする場合のみの利用となります。就労等により土曜日の保育を利用される場合は別途手続きが必要です。

※ 保育所には、施設ごとの定員及び年齢ごとの受入れ数に限度があります。受入可能な人数を超える申し込みがあった場合、ご希望の保育所に入所（園）できないことがあります。